

○萩市産学連携共同開発プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等の技術向上、生産の効率化及び新事業の創出などを支援し、萩市の地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした産学連携共同開発プロジェクト補助金（「以下補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助対象となる事業者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学や高等専門学校（以下「大学等」という。）と共同で技術等に関する研究や実証実験等を行う中小企業等で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者、小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業にあっては2人）以下の会社及び個人）又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体（以下「事業者等」という。）であること。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成26年法律第69号）に規定する社団法人及び財団法人、並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。ただし、常時使用する従業員の数は前項に規定する小規模事業者に準ずる。
- (3) 市内に所在地又は主たる事業所があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 山口県信用保証協会の保証の対象となる業種であること。ただし、農林漁業はこの限りではない。
- (6) 本人又はその者と現に同居し、若しくは扶養する親族が暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋等）でないこと。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

(1) 産学連携事業

ア 新しい技術や先端技術等による新商品・新サービスの開発等

イ 生産の効率化又は製品の付加価値の向上に関する開発等

ウ その他本市の産業の振興に資する研究開発等で市長が特に認めるもの

(2) 試験・検査等事業

大学等が保有する検査機器による試験や検査依頼等

(補助対象経費等)

第4条 補助事業の補助率は2分の1で最高限度額は20万円とし、対象経費は次のとおりとする。

(1) 産学連携事業

ア 大学等への委託等に要する費用

イ 大学等の技術の指導や提供等に要する費用

ウ 原材料等の購入に要する費用

エ 機械装置・工具器具の借用及び購入、修繕に要する費用

オ 外注加工に要する費用

カ 当事業によって得られた技術等の産業財産権に関する申請及び取得に要する費用

キ その他市長が特に必要と認める費用

(2) 試験・検査等事業

大学等に試験又は検査を依頼するために要する費用

2 補助金の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象者が補助金を申請できる回数は、1回とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(補助対象外経費)

第5条 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

(1) 人件費、家賃及び光熱水費

(2) 企業の通常活動とみなされる経費

(3) 振込手数料及び消費税などの経費

(4) 国等から補助金等の交付を受けている経費

(5) その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、補助事業の実施前に萩市産学連携共同開発プロジェクト補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 収支予算書(別記第3号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング又は現地調査を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

3 市長は、第1項の決定を行った場合は、萩市産学連携共同開発プロジェクト補助金交付

決定通知書(別記第 4 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助言)

第 8 条 市長は、補助金の交付の適否を決定するに当たり必要があるときは、中小企業の支援に関し識見を有する者に助言を求めることができる。

(補助事業の内容の変更等)

第 9 条 第 7 条の規定により、補助金の交付が認められた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ萩市産学連携共同開発プロジェクト補助金変更交付申請書(別記第 5 号様式)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ萩市産学連携共同開発プロジェクト補助金中止(廃止)申請書(別記第 6 号様式)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別途市長が指定する日までに萩市産学連携共同開発プロジェクト補助金実績報告書(別記第 7 号様式)に収支決算書(別記第 8 号様式)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(検査及び補助金の交付)

第 12 条 市長は、補助事業者から実績報告書の提出があった場合は速やかに検査を行い、萩市産学連携共同開発プロジェクト補助金交付確定通知書(別記第 9 号様式)により通知するものとする。

2 事業者は、前項の規定により補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとする場合は、萩市産学連携共同開発プロジェクト補助金交付請求書(別記第 10 号様式)を市長に提出しなければならない。

(状況の調査)

第 13 条 市長は、補助金の交付後 3 年間を目途に必要な応じて補助事業者に事業の状況報告を求めることができる。

(予算との関連)

第 14 条 補助金の交付は、予算の範囲内において実施するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。